



(I) 国際社会の成立

■ 国家の三要素



・ [5]] (EEZ) : 基線から 200 海里の距離で、漁業や資源の権利が認められる範囲

日本の周辺には、レアアースやメタンハイドレートといった天然資源が採れる場所があり、この権利を取り合うがために、近隣諸国との領土問題が生じている。

★日本の国土面積は 38 万km² (世界 60 位) だが、領海 + EEZ の海域面積は 447 万km² (世界 6 位) である。

・ [6]] の原則：主権国家は他国の内政に干渉してはならない

・ [7]] の原則：各民族はその政治的運命を自ら決めることができるという原則

■ 国際社会の成立

中世ヨーロッパ 神聖ローマ帝国が西ヨーロッパを支配
= 「国家」というくくりは無い状態

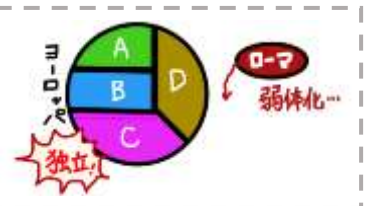
初の国際会議



1648 [8]] 条約締結：三十年戦争 (1618～48) の講和条約

この条約をきっかけに、ローマ帝国の支配が弱まり、
国としてのまとまりが強くなる。 ここが主権国家のはじまり。

18c～19c ヨーロッパでは市民革命がおこり、国民の力が強まる
※自分が属する国に、高い価値を見いだそうとする
[9]] が広まる。



ヨーロッパは他地域の国を対等と認めず、長い間「植民地」として支配。
第二次世界大戦後、ナショナリズムを掲げ宗主国 (支配している国) に抵抗し、
中には熾烈な戦争も経ながら、独立を達成していった。 = 現在のように数多くの国が誕生

現在 ・ 200 ほどの主権国家がある。(国連で認められている国は 193 カ国：2023 年 3 月現在)
・ 国際連合のような国際組織、EU や ASEAN などの地域組織、G7 のような国際会議が
国際社会で重要な役割を果たしている

(Ⅱ) 国際法の意義

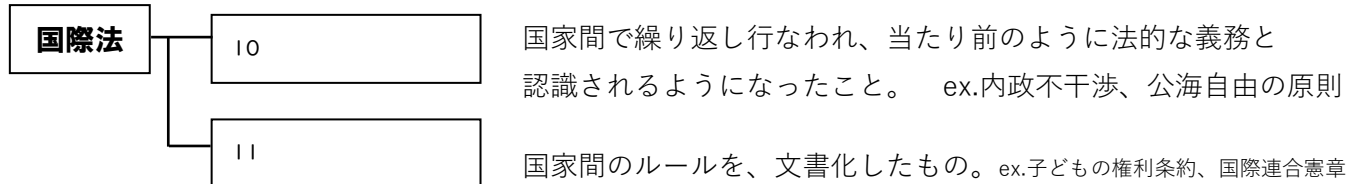
グロティウス ～国際法の父～ (1583～1645：オランダの法学者、外交官)

「国際社会にも諸国家が従わなければならない法がある。

国際法によって国家間の紛争を緩和・調整しよう。」(主著『戦争と平和の法』)



■ 国際法の分類



《主な国際条約》(採択年/日本が批准した年)

国際連合憲章 (1945/1956) 難民の地位に関する条約 (1951/1981) 国際人権規約 (1966/1979)
女子差別撤廃条約 (1979/1985) 子どもの権利条約 (1989/1994) 南極条約 (1959/1960) など

差がつく+α 日本が批准していない条約 [12]]条約、[13]]廃止条約、アパルトヘイト犯罪条約など

+ α なぜ日本は各条約に批准していないのか？

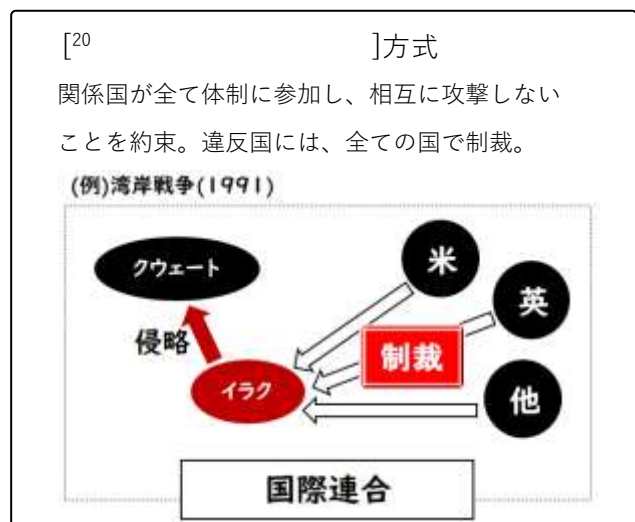
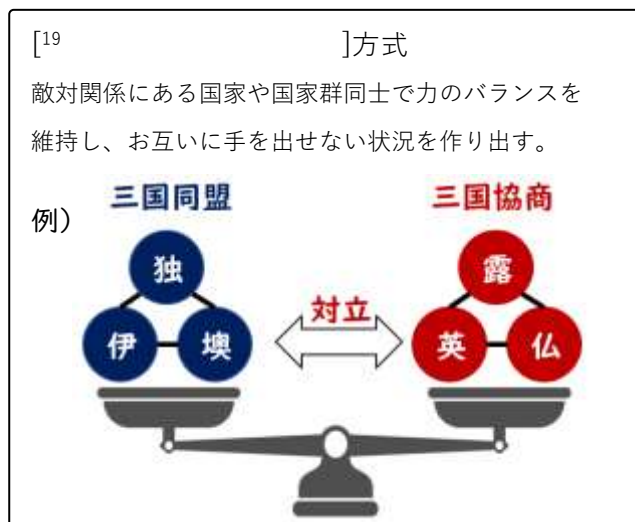
* ジェノサイド条約：集団殺害罪を平時・戦時に関わらず、犯罪と確認し、防止と処罰をするための条約

* 死刑廃止条約：死刑執行の廃止に努める条約

- ・ [14]](ICJ)：国際連合下に置かれた組織で、国際法の解釈に関する判断基準を提示
[15]]間の紛争解決を目的に、[16]]のもと訴訟を開始。
(事例) 豪州→日本「南極海捕鯨事件」／日本→韓国「竹島領土問題」
- ・ [17]](ICC)：集団殺害、非人道的行為、戦争犯罪などの[18]]を対象にした裁判所

■ 平和を維持する安全保障体制

国際紛争の危険を防止するために2つの安全保障体制が考えられた。





(I) 国際社会の成立

■ 国家の三要素



・ [⁵ **排他的経済水域**] (EEZ) : 基線から 200 海里の距離で、漁業や資源の権利が認められる範囲

日本の周辺には、レアアースやメタンハイドレートといった天然資源が採れる場所があり、この権利を取り合うがために、近隣諸国との領土問題が生じている。

★日本の国土面積は 38 万km² (世界 60 位) だが、領海+EEZ の海域面積は 447 万km² (世界 6 位)である。

・ [⁶ **内政不干涉**] の原則：主権国家は他国の内政に干渉してはならない

・ [⁷ **民族自決**] の原則：各民族はその政治的運命を自ら決めることができるという原則

■ 国際社会の成立

中世ヨーロッパ 神聖ローマ帝国が西ヨーロッパを支配
= 「国家」というくくりは無い状態

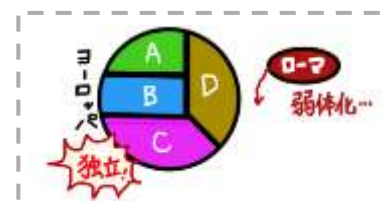
初の国際会議



1648 [⁸ **ウェストファリア**] 条約締結：三十年戦争 (1618～48) の講和条約

この条約をきっかけに、ローマ帝国の支配が弱まり、
国としてのまとまりが強くなる。 ここが主権国家のはじまり。

18c～19c ヨーロッパでは市民革命がおこり、国民の力が強まる
※自分が属する国に、高い価値を見いだそうとする
[⁹ **ナショナリズム**] が広まる。



ヨーロッパは他地域の国を対等と認めず、長い間「植民地」として支配。
第二次世界大戦後、ナショナリズムを掲げ宗主国（支配している国）に抵抗し、
中には熾烈な戦争も経ながら、独立を達成していった。= 現在のように数多くの国が誕生

現在 ・ 200 ほどの主権国家がある。(国連で認められている国は 193 カ国：2023 年 3 月現在)
・ **国際連合**のような国際組織、**EU** や **ASEAN** などの地域組織、**G7** のような国際会議が
国際社会で重要な役割を果たしている

(Ⅱ) 国際法の意義

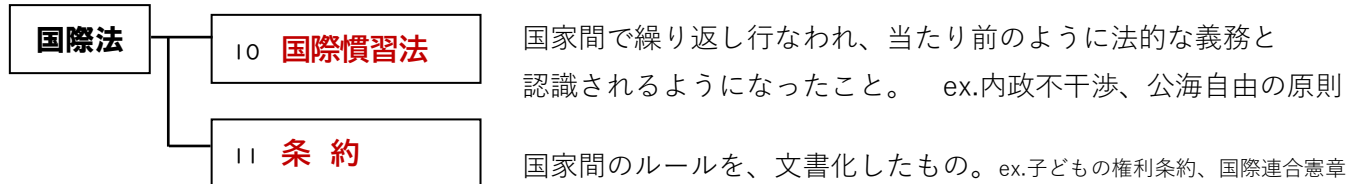
グロティウス ～国際法の父～ (1583～1645：オランダの法学者、外交官)

「国際社会にも諸国家が従わなければならない法がある。

国際法によって国家間の紛争を緩和・調整しよう。」(主著『戦争と平和の法』)



■ 国際法の分類



《主な国際条約》(採択年/日本が批准した年)

国際連合憲章 (1945/1956) 難民の地位に関する条約 (1951/1981) 国際人権規約 (1966/1979)
女子差別撤廃条約 (1979/1985) 子どもの権利条約 (1989/1994) 南極条約 (1959/1960) など

差がつく+α 日本が批准していない条約 ^[12] ジェノサイド条約、^[13] 死刑廃止条約、アパルトヘイト犯罪条約など

+ α なぜ日本は各条約に批准していないのか？

* ジェノサイド条約：集団殺害罪を平時・戦時に関わらず、犯罪と確認し、防止と処罰をするための条約

集団殺害を行った加害者を処罰する義務が発生するが、平和主義を基本とする日本では難しい面があるため

* 死刑廃止条約：死刑執行の廃止に努める条約

日本は死刑制度を存続させる考えをもっており、条約の原則に背くことになるから

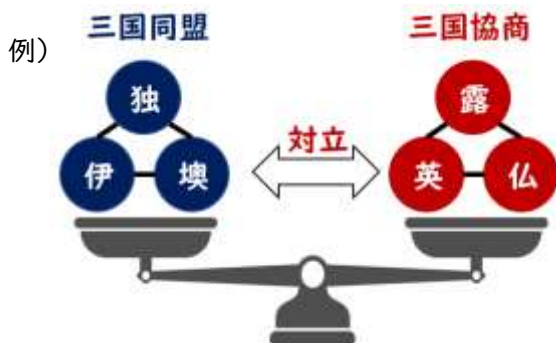
- ・ ^[14] **国際司法裁判所** (ICJ)：国際連合下に置かれた組織で、国際法の解釈に関する判断基準を提示
^[15] **国家** 間での紛争解決を目的に、^[16] **当事国の合意** のもと訴訟を開始。
(事例) 豪州→日本「南極海捕鯨事件」／日本→韓国「竹島領土問題」
- ・ ^[17] **国際刑事裁判所** (ICC)：集団殺害、非人道的行為、戦争犯罪などの^[18] **個人** を対象にした裁判所

■ 平和を維持する安全保障体制

国際紛争の危険を防止するために2つの安全保障体制が考えられた。

^[19] **勢力均衡** 方式

敵対関係にある国家や国家群同士で力のバランスを維持し、お互いに手を出せない状況を作り出す。



^[20] **集団安全保障** 方式

関係国が全て体制に参加し、相互に攻撃しないことを約束。違反国には、全ての国で制裁。

(例)湾岸戦争(1991)

